

議案第 4 5 号

町税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日提出

清水町長 阿 部 一 男

町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和41年清水町条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

- 15 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行する。